

〔No. 2〕 面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の宅配ボックス設置部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の $1/100$ を限度として、当該建築物の建築基準法第 52 条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るものを除く。）に算入しない。
2. 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地が幅12mの道路に接する場合、当該道路に接する敷地境界線については、原則として、当該道路の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離 5 m の線を敷地境界線とみなす。
3. 「北側高さ制限」において、建築物の屋上部分に設ける高さ 4 m の階段室の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $1/8$ であるものについては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。
4. 建築物の地下1階（機械室及び倉庫の用途に供する。）で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $1/8$ であるものについては、当該建築物の階数に算入しない。